

資料 1

総務常任委員会資料

付託議案説明資料

条 例 ・ 事 件 決 議 等

令和 4 年 3 月 2 日

企 画 県 民 部
部 外 局

<目 次>

| | | |
|----|---|----|
| 1 | [第 24 号議案] 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例 | 3 |
| 2 | [第 25 号議案] 兵庫県税条例等の一部を改正する条例 | 5 |
| 3 | [第 26 号議案] 部制条例の一部を改正する条例 | 9 |
| 4 | [第 28 号議案] 兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例 | 11 |
| 5 | [第 29 号議案] 職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の 給与に関する条例の一部を改正する条例 | 12 |
| 6 | [第 30 号議案] 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の 一部を改正する条例 | 13 |
| 7 | [第 31 号議案] 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例 | 14 |
| 8 | [第 32 号議案] 恩給条例等の一部を改正する条例 | 16 |
| 9 | [第 33 号議案] 個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例 | 16 |
| 10 | [第 34 号議案] 兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例 | 17 |
| 11 | [第 44 号議案] 収入証紙条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 18 |
| 12 | [第 50 号議案] 包括外部監査契約の締結 | 19 |
| 13 | [第 51 号議案～第 52 号議案] 公の施設の指定管理者の指定 | 20 |
| 14 | [第 193 号議案] 情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例の 一部を改正する条例 | 21 |
| 15 | [第 194 号議案] 消費者行政活性化事業基金等設置条例の一部を改正する条例 | 21 |
| 16 | [第 195 号議案] ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に 関する条例を廃止する条例 | 22 |
| 17 | [第 196 号議案] 関連法人事業基金条例の一部を改正する条例 | 22 |
| 18 | [第 199 号議案] ひょうごビジョン 2050 の策定 | 23 |
| 19 | [第 205 号議案] 和解及び損害賠償額の決定 | 26 |
| 20 | [第 206 号議案] 公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構に対する出捐 | 27 |

1 〔第24号議案〕 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

(1) 使用料及び手数料徴収条例の一部改正

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を踏まえ、同政令に関する手数料について、所要の整備を行う。

(2) 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

兵庫県立嬉野台生涯教育センターに設置する附属設備の利用に伴い、当該附属設備の利用に係る料金の額を定める。

(3) 兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例の一部改正

尼崎青少年創造劇場を地域の創造・交流拠点とするため、展示室を交流スペースに改修したことに伴い、所要の整備を行う。

(4) 兵庫県立広域防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

新たに広域防災センター敷地内に研修宿泊施設を整備することに伴い、新たに使用料を設定する。

2 制定の概要

(1) 使用料及び手数料徴収条例の一部改正

事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務及び人件費単価又は物価水準の変動に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る手数料の標準額について改正を行う（別表第3関係）。

ア 行政書士試験手数料

イ 製造保安責任者試験手数料

ウ 販売主任者試験手数料

エ 電気工事士免状書換え手数料

オ 販売事業者認定申請手数料

カ 貯蔵施設又は特定供給設備変更許可申請手数料

キ 液化石油ガス設備士試験手数料

(2) 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

附属設備を利用しようとする者は、教育委員会規則に定める額の利用料金を納めなければならないものとする（別表関係）。

(3) 兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例の一部改正

展示室に係る規定を削除する（別表関係）。

(4) 兵庫県立広域防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

兵庫県立広域防災センターの研修宿泊施設の使用料を次のとおり定める（別表関係）。

| 区 分 | | 使用料 |
|--------|-----------------------------|---------------|
| 研修宿泊施設 | 防災研修又は防災学習のためセンターの施設を利用する場合 | 1人1泊につき3,000円 |
| | その他の場合 | 1人1泊につき6,000円 |

3 施行期日

令和4年4月1日。ただし、2(1)エは同年7月1日から、2(4)は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日とする。

2 [第25号議案] 兵庫県税条例等の一部を改正する条例

第1 制定の理由

地方税法の一部改正等に伴い、個人県民税、法人事業税、不動産取得税、軽油引取税等に係る規定について所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

1 兵庫県税条例の一部改正

(1) 個人県民税

ア 住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を令和7年(現行令和3年)まで延長し、所得税額から控除しきれなかった額(以下「控除残額」という。)を有する者については、その者の翌年度分の所得割の額から控除残額の5分の2に相当する額(上限39,000円)を控除する(附則第9条の4の2、第48条関係)。

イ 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させるため、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件等についての規定の整備を行う(第19条の2、附則第26条の3、第32条の5及び第32条の6関係)。

(2) 法人事業税

ア ガス供給業のうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業(以下「導管ガス供給業」という。)以外の事業であってガス事業法に規定するガス製造事業者(特別一般ガス導管事業者の供給区域において同法に規定するガス製造事業の用に供する液化ガス貯蔵設備を維持し、及び運用するものに限る。)である法人が行うもの(以下「特定ガス供給業」という。)に係る法人事業税については、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって課することとし、税率を次のとおりとする(第33条、第34条、第36条、第44条の2、附則第11条、第38条及び第39条関係)。

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|------|-------------|-------------|---------------------|-------|-------------|-------------|---------------------|
| 課税方式 | 標準税率 (①) | 超過税率 (②) | 超過課税 税率 (①+②) | 課税方式 | 標準税率 (③) | 超過税率 (④) | 超過課税 税率 (③+④) |
| 収入割 | 1.0% | 0.065% | 1.065% | 収入割 | 0.48% | 0.039% | 0.519% |
| | | | | 付加価値割 | 0.77% | 0.0385% | 0.8085% |
| | | | | 資本割 | 0.32% | 0.016% | 0.336% |

イ ガス供給業のうち、導管ガス供給業以外の事業(特定ガス供給業を除く。以下「一般ガス供給業」という。)に係る法人事業税については、資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)が1億円を超える普通法人にあつては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって、資本金が1億円以下の普通法人等にあつては所得割額によって、それ

ぞれ課することとし、税率を次のとおりとする（第33条、第34条、第36条、第44条の2、附則第11条、第38条及び第39条関係）。

(7) 資本金が1億円以下の法人

| 現行 | | | | 改正案 | | | | |
|------|-------------|-------------|---------------------|------|----------------------|-------------|-------------|---------------------|
| 課税方式 | 標準税率 (①) | 超過税率 (②) | 超過課税 税率 (①+②) | 課税方式 | 所得区分 | 標準税率 (③) | 超過税率 (④) | 超過課税 税率 (③+④) |
| 収入割 | 1.0% | 0.065% | 1.065% | 所得割 | 400万円以下の金額 | 3.5% | 0.25% | 3.75% |
| | | | | | 400万円超 800万円以下の金額 | 5.3% | 0.365% | 5.665% |
| | | | | | 800万円超の金額 | 7% | 0.48% | 7.48% |

(イ) 資本金が1億円を超える法人

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|------|-------------|-------------|---------------------|-------|-------------|-------------|---------------------|
| 課税方式 | 標準税率 (①) | 超過税率 (②) | 超過課税 税率 (①+②) | 課税方式 | 標準税率 (③) | 超過税率 (④) | 超過課税 税率 (③+④) |
| 収入割 | 1.0% | 0.065% | 1.065% | 所得割 | 1.0% | 0.18% | 1.18% |
| | | | | 付加価値割 | 1.2% | 0.06% | 1.26% |
| | | | | 資本割 | 0.5% | 0.025% | 0.525% |

ウ 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課される法人に係る法人事業税の所得割について、所得区分による税率を廃止するとともに、税率を次のとおりとする（第34条、附則第11条、第38条及び第39条関係）。

| 現行 | | | | | 改正案 | | | |
|------|----------------------|-------------|-------------|---------------------|------|-------------|-------------|---------------------|
| 課税方式 | 所得区分 | 標準税率 (①) | 超過税率 (②) | 超過課税 税率 (①+②) | 課税方式 | 標準税率 (③) | 超過税率 (④) | 超過課税 税率 (③+④) |
| 所得割 | 400万円以下の金額 | 0.4% | 0.095% | 0.495% | 所得割 | 1.0% | 0.18% | 1.18% |
| | 400万円超 800万円以下の金額 | 0.7% | 0.135% | 0.835% | | | | |
| | 800万円超の金額 | 1.0% | 0.18% | 1.18% | | | | |

(3) 不動産取得税

ア 宅地建物取引業者等が新築の住宅を取得したものとみなす日を住宅の新築の日から1年（本則6月）を経過した日とする特例措置の適用期限を令和6年3月31日（現行令和4年3月31日）まで延長する（附則第15条関係）。

イ 新築の住宅の用に供する土地の取得に係る減額措置を認める土地の取得から住宅の新築までの経過年数を3年又は4年（本則2年）に緩和する特例措置の適用期限を令和6年3月31日（現行令和4年3月31日）まで延長する（附則第15条関係）。

ウ 認定長期優良住宅の新築による取得について、その価格から1,300万円（本則1,200万円）を控除する課税標準の特例措置の適用期限を令和6年3月31日（現行令和4年3月31日）まで延長する（附則第15条の3関係）。

エ 不動産を取得した者が、その登記の申請をした場合は、知事に対する不動産取得税に係る申告又は報告を不要とする（第53条関係）。

オ 不動産取得税の徴収猶予を受けるための申告書等の提出期限等について規定の整備を行う（第48条の2、第53条、第56条、第57条、第59条の2、第59条の3、第59条の4、第59条の5、第59条の6、第59条の7、附則第17条の2及び第17条の3関係）。

カ 知事が住宅及び住宅用地に係る特例措置の要件に該当すると認める場合は、不動産を取得した者から申告がなくとも当該特例措置を適用することができることとする（第48条の2、第56条）。

(4) 軽油引取税

行政手続に関する業務プロセスの見直しの一環として、軽油引取税免税軽油使用者証の有効期間を3年（現行2年）に延長する（第113条の2関係）。

(5) その他

条例の引用条文を改める等規定の整備を行う（第37条、第44条の2、第48条の2、附則第10条の2の2、第26条及び第29条関係）。

2 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第4号）附則第11項によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の兵庫県税条例の一部改正

連結納税制度の見直しに係る改正前の規定による法人の事業税について、電気事業法の改正及びガス供給業の課税方式の見直しに係る改正後の制度を適用させる必要があるため、なお効力を有する規定について1(2)の改正を行う（第33条、第34条、第36条、第44条の2、附則第11条、第38条及び第39条関係）。

第3 施行期日等

1 施行期日

令和4年4月1日。ただし、次の(1)から(5)までについては、当該(1)から(5)までに掲げる日とする。

(1) 第2の1(5)の一部 公布の日

(2) 第2の1(1)ア及び(5)の一部 令和5年1月1日

- (3) 第2の1(3)エ及びオ 令和5年4月1日
- (4) 第2の1(1)イ 令和6年1月1日
- (5) 第2の1(3)ウの一部 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

2 経過措置

第2の1(1)から(4)までの税目について、所要の経過措置を定める。

3 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例等の一部改正

次の条例について第2の1(3)オに伴う規定の整備を行う。

- (1) 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例
- (2) 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例
- (3) 過疎地域における県税の課税免除に関する条例

3 〔第26号議案〕 部制条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

県政改革方針（見直し後の行財政運営方針）に基づき、政策課題への的確な対応、所掌事務の範囲及び責任の所在の明確化並びに施策の効率的かつ効果的な執行を図ることができる部の体制を構築するため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

- (1) 現行の5部を12部に再編する（第1条関係）。
- (2) 企画県民部を総務部、企画部、財務部、県民生活部及び危機管理部に再編し、秘書及び広報に関する事務、市町その他公共団体に関する事務、職員に関する事務、教育に関する事務並びにその他他部の所管に属しない事務を総務部の、県政の総合的企画及び調整に関する事務並びに情報に関する事務を企画部の、県の予算、税その他の財務に関する事務を財務部の、県民の生活及び文化の向上に関する事務を県民生活部の、危機管理に関する事務を危機管理部の所掌とする（改正後の第2条から第6条まで関係）。
- (3) 健康福祉部を福祉部及び保健医療部に再編し、社会福祉に関する事務及び社会保障に関する事務を福祉部の、健康に関する事務を保健医療部の所掌とする（改正後の第7条及び第8条関係）。
- (4) 農政環境部を農林水産部及び環境部に再編し、農業、林業及び水産業に関する事務を農林水産部の、環境の保全と創造に関する事務を環境部の所掌とする（第10条及び第11条関係）。
- (5) 県土整備部を土木部及びまちづくり部に再編し、道路及び河川に関する事務並びに港湾その他土木に関する事務を土木部の、まちづくりの総合調整及び推進に関する事務、都市計画に関する事務、住宅に関する事務並びに建築に関する事務をまちづくり部の所掌とする（第12条及び第13条関係）。
- (6) その他規定の整備を行う（第9条、第14条及び第15条並びに附則第3項及び第4項関係）。

| 現 行 | 改 正 案 |
|-------|-------|
| (5部) | (12部) |
| 企画県民部 | 総務部 |
| | 企画部 |
| | 財務部 |
| | 県民生活部 |
| | 危機管理部 |
| 健康福祉部 | 福祉部 |
| | 保健医療部 |
| 産業労働部 | 産業労働部 |

| | |
|-------|--------|
| 農政環境部 | 農林水産部 |
| | 環境部 |
| 県土整備部 | 土木部 |
| | まちづくり部 |

3 施行期日

令和4年4月1日

4 [第28号議案] 兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

(兵庫県職員定数条例の一部改正)

(1) 知事の事務部局の職員の定数について、次のとおり見直す。

児童福祉法施行令の一部改正による児童福祉司等の配置基準に対応し、及び感染症対策の体制の強化を図るため、知事の事務部局の職員の定数を増員する。

(2) 短時間勤務の職に再任用される職員（以下「短時間勤務再任用職員」という。）の数の上限を改める。

2 制定の概要

(1) 次の表のとおり、知事の事務部局の職員の定数を増員する。

| 区 分 | 現 行 | 改正案 | 増 減 |
|-----------|--------------|--------------|------------|
| 知 事 | <u>6,199</u> | <u>6,219</u> | <u>+20</u> |
| [うち派遣職員等] | [538] | [538] | |

(2) 教育委員会の事務部局及び警察と合わせた短時間勤務再任用職員の数の上限を545人（現行510人）に改める。

3 施行期日

令和4年4月1日

5 〔第29号議案〕 職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

県政改革方針（見直し後の行財政運営方針）に基づき、職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況を踏まえ、引き続き実施することとし、関係条例について所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）の一部改正

(1) 給料月額の特例

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に支給する防災監等の給料月額について、引き続き726,000円に減額する措置を実施する（給与条例附則第3条関係）。

| 区 分 | 減 額 前 | 減 額 後 |
|------|-----------|-----------|
| 防災監等 | 740,000 円 | 726,000 円 |

(2) 管理職手当の特例

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に支給する管理職手当の月額について、引き続き100分の12に相当する額を減じた額とする措置を実施する（給与条例附則第4条関係）。

| 区 分 | 減額割合 |
|-----|------|
| 管理職 | △12% |

(3) 期末手当の特例

令和4年6月及び12月に支給する防災監等の期末手当の額について、引き続き100分の1に相当する額を減じた額とする措置を実施する（給与条例附則第5条関係）。

| 区 分 | 減額割合 |
|------|------|
| 防災監等 | △1% |

(4) その他

規定の整備を行う（給与条例附則第7条関係）。

3 施行期日

令和4年4月1日

6 [第30号議案] 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

県政改革方針（見直し後の行財政運営方針）に基づき、特別職に属する常勤の職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況を踏まえ、引き続き実施することとし、所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

(1) 給料月額の特例

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に支給する給料月額について、引き続き次の表のとおり減額する措置を実施する（附則第3項関係）。

| 職 名 | 減 額 前 | 減 額 後 | (参考) 特例条例減額後 |
|----------------|------------|------------|-----------------|
| 知 事 | 1,340,000円 | 1,260,000円 | 938,000円 |
| 副 知 事 | 1,050,000円 | 1,008,000円 | 892,500円 |
| 教 育 長 | 880,000円 | 854,000円 | |
| 人事委員会の常勤の委員 | 740,000円 | 726,000円 | |
| 常勤の監査委員 | 代表監査委員 | 740,000円 | 726,000円 |
| | その他の監査委員 | 730,000円 | 716,000円 |
| 公営企業及び病院事業の管理者 | 880,000円 | 854,000円 | |

(2) 期末手当の特例

令和4年6月及び12月に支給する期末手当の額について、引き続き次の表に掲げる割合に相当する額を減じた額とする措置を実施する（附則第4項関係）。

| 職 名 | 減額割合 | (参考) 特例条例減額割合 |
|----------------|------|------------------|
| 知 事 | △5% | △30% |
| 副 知 事 | △3% | △15% |
| 教 育 長 | △2% | |
| 人事委員会の常勤の委員 | △1% | |
| 常勤の監査委員 | △1% | |
| 公営企業及び病院事業の管理者 | △2% | |

(3) その他規定の整備を行う（附則第6項関係）。

3 施行期日

令和4年4月1日

7 [第31号議案] 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 勤務時間の割振りの特例の対象となる職員の範囲を拡大するため、所要の整備を行う。
- (2) 引き続き在職した期間（以下「在職期間」という。）が1年未満である会計年度任用職員等について育児休業をすることができることとする等、所要の整備を行う。
- (3) 育児休業その他の職員の子育てを支援するための制度（以下「子育て支援制度」という。）の活用を推進するため、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年兵庫県条例第16号）の一部改正

ア 勤務時間の割振りの特例の対象となる職員について、子の養育又は配偶者等の介護をする職員に限定する旨の規定を削除する（改正前の附則第2項関係）。

| 項目 | 現行 | 改正案 |
|------|------------|---|
| 対象職員 | 育児・介護を行う職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児・介護を行う職員 ・ <u>障害を有する職員</u> ・ <u>一般の職員</u> |

イ その他規定の整備を行う（改正前の附則第1項及び第3項関係）。

- (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

育児短時間勤務の承認を受けた職員は勤務時間の割振りの特例の対象とならないことを明確にするため、規定の整備を行う（第4条関係）。

- (3) 職員の子育て支援に関する条例の一部改正

ア 育児休業をすることができる会計年度任用職員等は在職期間が1年以上である者に限る旨の規定を削除する（第2条の2関係）。

| 項目 | 取得要件 | |
|----------------------------|---------------|------------------|
| | 現行 | 改正案 |
| 育児休業（無給） 子の養育のため取得できる休業 | <u>在職1年以上</u> | <u>在職期間の要件なし</u> |

イ 育児部分休業をすることができる会計年度任用職員は在職期間が1年以上である者に限る旨の規定を削除する（第21条関係）。

| 項 目 | 取得要件 | |
|---|---------------|------------------|
| | 現 行 | 改正案 |
| 育児部分休業（無給） 子の養育のため正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間以内で取得できる部分休業（子が3歳に達するまで） | <u>在職1年以上</u> | <u>在職期間の要件なし</u> |

ウ 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、子育て支援制度を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないものとし、職員が当該申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないものとする（第27条関係）。

| 項 目 | 現 行 | 改正案 |
|---|-----|---------------|
| 子育て支援制度に係る次の措置の義務付け ・ 妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等 ・ 勤務環境の整備に関する措置 | — | <u>義務付けあり</u> |

エ 任命権者は、ウに定めるもののほか、職員の子育て支援制度の活用を推進するため、次に掲げる措置を講じなければならないものとする（改正後の第28条関係）。

- (ア) 職員に対する子育て支援制度に係る研修の実施
- (イ) 子育て支援制度に関する相談体制の整備
- (ウ) その他子育て支援制度を活用しやすい勤務環境の整備

オ その他規定の整備を行う（目次及び改正後の第29条関係）。

3 施行期日

令和4年4月1日

8 〔第32号議案〕 恩給条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

民法の一部改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳以上20歳未満の者が未成年に該当しなくなることを踏まえ、令和4年3月31日（以下「基準日」という。）時点で20歳未満の者について20歳まで遺族扶助料の支給対象とする経過措置を設ける等所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

- (1) 遺族扶助料の受給権を失うこととなる基準日において20歳未満の子について、既得権を救済する経過措置を定める（恩給条例附則第29条関係）。
- (2) 遺族扶助料を受給する妻に子がある場合の遺族扶助料の加算の特例（以下「寡婦加算」という。）の対象となる子について、18歳以上20歳未満の子が重度障害の状態であることに加えて生計の方途がないことが要件である成年の子となることから、18歳以上20歳未満の子にあつては重度障害の状態である者に限る旨の規定を削除する等規定の整備を行う（恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年兵庫県条例第40号）附則第11条関係）。
- (3) (2)に伴い寡婦加算に係る既得権を失うこととなる妻について、既得権を救済する経過措置を定める（附則第2項関係）。

3 施行期日

令和4年4月1日

9 〔第33号議案〕 個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

個人情報保護に関する法律の一部改正並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

引用する法律の名称及び条文を改める（第2条及び第53条関係）。

3 施行期日

令和4年4月1日

10 〔第34号議案〕兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

効率的で質の高い管理運営を図り、県民の地域への愛着を更に育み、県内におけるにぎわいの創出を促進するため、兵庫県立兵庫津ミュージアム（以下「兵庫津ミュージアム」という。）の管理を指定管理者（地方自治法に規定する「指定管理者」をいう。以下同じ。）に行わせるものとし、所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 管理（改正後の第9条、別表第1及び別表第2関係）

ア 知事は、地方自治法の規定により、兵庫津ミュージアムの管理を指定管理者に行わせるものとする。

イ 兵庫津ミュージアムに展示し、又は保管している資料の特別の観覧に係る料金及び兵庫津ミュージアムの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させるものとする。

ウ 利用料金の額は、基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定める額（利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあっては、その者の申込みに係る価格に相当する額）とする。

エ 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができるものとする。

(2) その他（第5条、第6条及び改正後の第10条関係）

規定の整備を行う。

3 施行期日

令和4年4月1日

11 [第44号議案] 収入証紙条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する 条例

1 制定の理由

(収入証紙条例の一部改正)

県民の利便性の向上を図るため、収入証紙により徴収する旨定めている手数料について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により徴収することができるものとし、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 手数料のうち規則で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により手数料を徴収する場合を除き、収入証紙により徴収するものとする（第2条関係）。
- (2) その他規定の整備を行う（第3条関係）。

3 施行期日

令和4年4月1日

12 〔第50号議案〕 包括外部監査契約の締結

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、令和4年度の包括外部監査契約を次のとおり締結しようとする。

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

令和4年4月1日

3 契約の金額

12,000千円を上限とする額

4 契約の相手方

住 所 神戸市北区広陵町3丁目163番地の2

氏 名 たかはし ゆきひろ
高橋 潔弘

資 格 公認会計士

13 [第51号議案～第52号議案] 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

| 名 称 | 指 定 管 理 者 | 指 定 の 期 間 |
|--|---|---------------------------|
| 兵庫県立兵庫津ミュージアム <small>ひょうごのつ</small> | 東京都目黒区東山1丁目5番4号KDX中 目黒ビル6階 アクティオ株式会社 代表取締役社長 <small>あわの ふみたか</small> 淡野 文孝 | 令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| | <p>[指定理由]</p> <p>(1) 県内外からの利用を促す事業展開や県内各地への周遊性を高める取組などにより、本県の魅力を広く発信し、地域の賑わいづくりが期待できる。</p> <p>(2) 地域住民の声を反映するとともに、周辺施設・企業等との連携により、地域に根ざした施設運営が期待できる。</p> <p>(3) 多数の指定管理施設の運営実績に基づいた運営ノウハウや専門人材の確保により、適切な管理運営が期待できる。</p> | |
| 兵庫県立芸術文化センター | 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 公益財団法人兵庫県芸術文化協会 理事長 <small>やまもと りょうぞう</small> 山本 亮三 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| | <p>[指定理由]</p> <p>(1) 当該施設開館前の準備段階から現在に至るまで、本県と一体となって当該施設における事業実施や施設の管理運営に取り組んできた団体であり、開館以降も指定管理者として優れた事業実績を有している。</p> <p>(2) 芸術監督をはじめとする舞台芸術の専門家や専属の楽団など、施設の特徴を最大限に発揮できる体制が整っている。</p> <p>(3) 当該施設の管理業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有している。</p> | |

14 [第193号議案] 情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止及びデジタル社会形成基本法の制定に伴い、引用する法律の名称を改める等所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

- (1) 引用する法律の名称を改めるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の字句をデジタル社会に改める（第1条関係）。
- (2) 情報通信技術の定義を改める（第1条関係）。
- (3) その他規定の整備を行う（第12条関係）。

3 施行期日

公布の日

15 [第194号議案] 消費者行政活性化事業基金等設置条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

国の地方消費者行政活性化交付金を活用して行う事業が終了したことに伴い、当該事業の資金に充てるため設置した消費者行政活性化事業基金を廃止することとし、所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

- (1) 消費者行政活性化事業基金に係る規定を削除する（第1条及び別表関係）。
- (2) 題名を安心子ども基金等設置条例に改める（題名関係）。

3 施行期日

公布の日

16 〔第195号議案〕 ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例を廃止する条例

1 制定の理由

- (1) 本県では、ボーガンの安全な使用及び適正な管理を確保するため、ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例において、ボーガンを使用する者等の責務を明らかにするとともに、ボーガンの所持に係る届出の義務等を定めている。
- (2) このたび、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正により、都道府県公安委員会の許可（以下「所持許可」という。）を受けた者が所持する場合等を除き、クロスボウの所持が禁止されるとともに、所持許可を受けた者に対するクロスボウの使用、保管等に関する規制が創設されること等を踏まえ、当該条例を廃止する等所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例を廃止する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年3月15日

(2) 経過措置

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

17 〔第196号議案〕 関連法人事業基金条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金の解散に伴い、当該法人が実施する事業の円滑な実施を確保するため設置した阪神・淡路大震災復興事業基金を廃止することとし、所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

阪神・淡路大震災復興事業基金に係る規定を削除する（別表関係）。

3 施行期日

公布の日

18 〔第199号議案〕 ひょうごビジョン2050の策定

大きな社会変化の中、兵庫のめざす姿を改めて指し示す新しいビジョンを次のとおり定める。

I 基本事項

1 ビジョンの役割

(1) 新しいビジョンの必要性

- ・ 社会が大きく変化し、コロナ禍でも様々な課題が浮き彫りに
- ・ 兵庫のめざす姿を指し示す新しいビジョンが求められている

(2) 基本的な性格

- ・ 県民が共にめざす姿を描くビジョン
- ・ 県民が主役になり、地域から取り組むビジョン
- ・ 変化を生み出し、成長するビジョン

(3) 展望年次

- ・ 私たちの子や孫が生きる30年先の2050年頃のめざす姿を描く

(4) 県政上の位置づけ

- ・ 県が進める政策の羅針盤として運用

(5) 全県ビジョンと地域ビジョン

- ・ 全県ビジョンと一体的に9つの地域ごとの地域ビジョンを策定

2 社会変化の潮流

- ・ 人口減少・超高齢化
- ・ 世界の成長と一体化
- ・ 地球からの警鐘
- ・ 経済構造の変容
- ・ テクノロジーの進化
- ・ 価値観と行動の変化

3 兵庫の強み

- ・ 五国の個性
- ・ 進取の気風 ～ 開放的な地域性 ～
- ・ 培ってきた地力

4 策定の視点

(1) 県民の想い

- ・ 多様な価値を認め、変化に柔軟に対応できる社会を
- ・ 自分なりの生き方が選択できる自由度の高い社会を
- ・ 人と人のつながりを育み、共に歩む「包摂」を
- ・ 未来を担う次代のために社会の「持続」を

(2) 大事にしたいマインドは「開放性」

- ・ 県民の想いに共通するのは、「開放性」の高い社会への強い願い
- ・ 「開放性」は兵庫ならではの強みであり、今後も伸ばすべき特性
- ・ 兵庫の未来は「開放性」をキーワードに描き、取り組むものに

(3) ビジョンの描き方

人口減少、テクノロジーの進化など社会変化の潮流を前提にして、未来社会で営まれる生活や社会経済活動のめざす姿を描く。

II めざす姿

1 2050年の兵庫の姿

誰もが希望を持って生きられる、一人ひとりの可能性が広がる『躍動する兵庫』

2 5つのめざす社会と15のめざす姿

(1) 自分らしく生きられる社会

① 自由になる働き方

いろいろな働き方を自分の意思で選ぶことができ、自分なりの役割を見出せる社会

② 居場所のある社会

みんなに人とつながれる居場所があり、孤独を感じないで暮らせる社会

③ 世界へ広がる交流

五国の多彩な魅力が人をひきつけ、国内外との双方向の交流が活発に行われる社会

(2) 新しいことに挑戦できる社会

④ みんなが学び続ける社会

子どもの個性を伸ばす教育が行われ、大人になってからも学び続けられる社会

⑤ わきあがる挑戦

アイデアを形にする実践が無数に行われ、新しいチャレンジが次々と生まれる社会

⑥ わきたつ文化

文化が暮らしの中心にあり、伝統と革新が織りなす多彩な表現活動が展開される社会

(3) 誰も取り残されない社会

⑦ みんなが生きやすい地域

年齢、性別、障害の有無、国籍などに関わりなく、一人ひとりの個性が大切にされる社会

⑧ 安心して子育てできる社会

地域に見守られながら安心して子育てができ、多様な家族の形を受け入れる社会

⑨ 安心して長生きできる社会

充実した医療・福祉サービスを受けられ、何歳まで生きても安心な社会

(4) 自立した経済が息づく社会

⑩ 循環する地域経済

地域の課題に応える仕事が次々と生み出され、地域の中で価値が循環する社会

⑪ 進化する御食国

多様な気候風土を活かして多彩な食を生み出し、地域に豊かな食が行き渡る社会

⑫ 活動を支える確かな基盤

交流と安全の基盤が整い、自ら危機に備える文化も根付く強靱な社会

(5) 生命の持続を先導する社会

⑬ カーボンニュートラルな暮らし

自然との共生が日々の暮らしに浸透し、地域と世界の持続可能性が高まる社会

⑭ 分散して豊かに暮らす

自然の豊かさを享受する暮らしが各地で営まれ、大都市集中が緩和した社会

⑮ 社会課題の解決に貢献する産業

兵庫発の社会課題を解決する産業で暮らしの持続可能性を高め、国内外を先導する社会

III 実現に向けて

1 基本姿勢

「開放性」を意識して4つの基本姿勢で取り組む。

- ・ 大きな連携の輪をつくる
- ・ 試行錯誤のプロセスを楽しむ
- ・ 地球規模で考え、足元から行動する
- ・ バーチャルを使いこなし、リアルを大切にす

2 動かす仕組みづくり

(1) 実行プログラムの策定

- ・ 地域創生戦略をはじめ各分野計画をビジョンの実行プログラムと位置付け

(2) 先導プロジェクトの推進

- ・ 全県ビジョン実現に向けた戦略の重点プロジェクトを推進
- ・ 地域ビジョン実現に向けたプロジェクトを企画・協議する場を各地に設置

(3) 対話と学びの場づくり

- ・ 県民が地域の未来を語り合い、考える場づくりを各地で展開

(4) 推進状況の見える化

- ・ 推進状況を毎年度公表、状況に応じた見直しに柔軟に対応

IV 策定のプロセス

21世紀兵庫長期ビジョンの策定から20年、改訂から10年。社会が大きく変化する中、兵庫のめざす姿を改めて明らかにするため、県民との意見交換を重ねながら検討を進めてきた。

19 〔第205号議案〕 和解及び損害賠償額の決定

電気料金請求控訴事件（大阪高裁令和2年(ネ)第1067号）について、大阪高等裁判所から提示された和解条項案を受諾し、損害賠償の額を定めようとする。

1 事件の概要

相手方は本県との間で、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、兵庫県本庁舎ほか14庁舎、兵庫県企業庁姫路利水事務所揖保川工業用水道管理所ほか7施設及び兵庫県警察本部科学捜査支援センター庁舎ほか51庁舎を対象とする電気需給契約を締結した。

平成29年8月1日に関西電力株式会社が電力量料金単価の値下げ及び電気供給条件の変更（燃料費調整単価の値上げ）を行ったことを受け、相手方は改定後の電気供給条件を適用し、燃料費調整額のみ値上げし、平成29年8月分から値上げした電力料金を請求した。

しかし、電力量料金を変更しないまま燃料費調整額のみ値上げするのは電気料金算定の趣旨から不合理であることから、本県は、改定前の電気供給条件により燃料費調整額を算出した電気料金のみ支払ったところ、相手方は、本県が電気料金の一部を支払っていないとして、本県に対し、1億2,490万5,246円及びその利息の支払いを求める訴えを提起した（神戸地裁平成30年(ワ)920号）。

同訴訟について、令和2年3月24日に判決の言い渡しがあり、本県の全面敗訴であったことから、本県は、この判決を不服として控訴した（大阪高裁令和2年(ネ)第1067号）。

令和4年1月21日、大阪高等裁判所から和解条項案が送付されたため、本県はこれを受諾し、損害賠償の額を定めようとする。

2 相手方

東京都中央区銀座7丁目12番14号 大栄会館5階 富永浩明法律事務所

更生会社株式会社 F-Power 管財人 富永浩明

3 和解条項案の内容

- (1) 兵庫県（以下「控訴人」という。）は、相手方（以下「被控訴人」という。）に対し、本件解決金として、9,000万円（内訳：知事11,229,554円、公営企業管理者62,405,572円、警察本部長16,364,874円）の支払義務があることを認める。
- (2) 控訴人は、被控訴人に対し、令和4年3月31日限り、前項の金員を、被控訴人指定の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、控訴人の負担とする。
- (3) 被控訴人は、その余の請求を放棄する。
- (4) 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、第1、2審とも、各自の負担とする。

20 [第206号議案] 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構に対する 出捐

(公財) ひょうご震災記念21世紀研究機構に対し、次のとおり出捐しようとする。

1 出捐の目的

(公財) 阪神・淡路大震災復興基金が解散し、本県と神戸市に引き渡された残余財産について、本県が引き受けた残余財産相当額を、復興基金のこれまでの取組を踏まえ、震災の経験と教訓を次世代に伝える取組、または若者向け防災教育事業等の財源として活用する。

2 出捐金額

117,582,576円

閉会中の継続調査事件一覧

令和3年度

総務常任委員会

| 件名 | 項目 | 調査理由 |
|-----------------------------|--|---|
| 1 県民との情報共有の推進について | ○ 広報・広聴活動の推進について | 参画と協働の県政の原点となる県民との情報の共有を進め、県民ニーズに的確に対応した県政を推進するため、県民に県政情報を確実に届け、国内外に県の魅力を強力に発信する広報戦略、及び県民意見を汲み上げる広聴の充実が不可欠である。 このため、広報・広聴活動の推進について調査する。 |
| 2 県民文化の創造について | ○ 芸術文化の振興について | 心の豊かさが求められる時代にあつて、多彩な芸術文化事業の展開による県民文化の広がりを図る必要がある。 このため、芸術文化の振興について調査する。 |
| 3 新たな兵庫の創生に向けた総合的推進について | ○ 21世紀兵庫長期ビジョン等の推進及びエネルギー対策等の推進について ○ 地域創生について ○ 個性を生かす地域づくりについて | 少子高齢化の進展や人口減少、東京一極集中の是正等の構造的な課題を解決し、将来にわたって活力ある地域社会を構築していく必要がある。 また、「兵庫2030年の展望」で描いた将来像の具体化に向け、重点的な取組を推進する必要がある。 さらに、電力不足への対応をはじめ、国の動向に応じたエネルギー対策を総合的に推進していく必要がある。 このため、21世紀兵庫長期ビジョンの推進、エネルギー対策、地域創生、個性を生かす地域づくり、について調査する。 |
| 4 参画と協働の推進と安全で安心な暮らしの実現について | ○ 県民の参画と協働の推進について ○ 地域安全対策及び交通安全対策について ○ 安全安心な消費生活の推進について | 県民一人ひとりが、地域社会との関わりの中で、その個性と能力を發揮し、安全・安心で主体的にいきいきと生活できる環境の整備が求められている。 また、消費者トラブルの増加や不適切表示の発生などから、県民が安心して暮らすことができる社会づくりが求められている。 このため、県民の参画と協働の推進、地域安全対策及び交通安全対策の推進、安全安心な消費生活の推進について調査する。 |
| 5 男女共同参画の推進と青少年の健全育成について | ○ 男女共同参画社会づくり施策及び家庭施策の推進について ○ 青少年の健全育成の推進について | 社会との関わりや家族・家庭の中で、すべての人がその個性と能力を發揮し、いきいきと生活できる社会の実現が求められている。 また、兵庫の未来を担う青少年の健全育成を推進する必要がある。 このため、男女共同参画社会づくり施策及び家庭施策の推進、青少年の健全育成の推進について調査する。 |
| 6 情報化の推進と科学技術イノベーションの創出について | ○ 情報化の推進について ○ 科学技術の振興について | 情報化社会の進展に対応し、情報通信の成果を実感できる社会の実現を目指すとともに、行政サービスの向上と行政システムの簡素・効率化を図り、誰もが安心して情報通信技術を活用できる情報交流社会の実現が不可欠である。 また、本県におけるイノベーションと新産業の創出に向け、兵庫が誇る科学技術基盤の活用など産学官の連携による技術開発や製品開発を進めていく必要がある。 このため、情報化の推進、科学技術の振興について調査する。 |
| 7 地方分権の推進について | ○ 地方分権の推進について | 21世紀の成熟社会における新しい兵庫づくりには、地域主体の分権型社会の構築や地域主導の取組を推進する必要がある。 このため、地方分権の推進について調査する。 |
| 8 持続可能な行財政基盤の確立について | ○ 適切な行財政運営の着実な推進について ○ 財政状況について ○ 県税の賦課徴収について ○ 市町振興について | これまでの行財政構造改革の成果を生かしつつ、適切な行財政運営を推進できるよう新たに策定した「兵庫県行財政運営方針」に基づき、収支均衡の維持と将来負担の軽減を図るとともに、各分野の取組を着実に推進する必要がある。 また、県政のパートナーであり、分権の主体である市町との連携・協働を図るとともに、市町の自立的運営への支援を行うことが不可欠である。 このため、本県の財政状況、県税の賦課徴収状況、市町振興について調査する。 |
| 9 県政を支える職員の養成と働き方改革の推進について | ○ 職員のワーク・ライフ・バランスについて | 複雑多様な行政需要に迅速かつ的確に対応していくためには、職員の意識改革や能力開発に努めるとともに、職員一人ひとりがやりがいや充実感を感じることができる多様な働き方を推進する必要がある。 このため、職員のワーク・ライフ・バランスについて調査する。 |
| 10 公文書の管理・県政情報の公開等の推進について | ○ 公文書の管理・県政情報の公開等の推進について | 県民に信頼され、県民とともに県政を推進していくためには、県民の県政への参加をより一層促進し、公正で透明な開かれた県政を推進していく必要がある。 このため、公文書の管理・県政情報の公開等の推進について調査する。 |
| 11 防災・危機管理対策の総合的推進について | ○ 防災・危機管理対策の総合的推進について | 南海トラフ地震等に対する防災・減災対策や、県民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせる地域づくりを総合的に推進していく必要がある。 また、阪神・淡路大震災からの復興の成果を県政に生かすとともに、東日本大震災等の被災地の継続的な支援を行う必要がある。 このため、防災・減災対策をはじめ、大震災の経験に基づく被災地支援や教訓の継承・発信など、防災危機管理対策の総合的推進について調査する。 |